

寄居スマートIC 地区協議会規約

（名称）

第1条 本会は、寄居スマートIC地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、寄居スマートICの設置、管理、運営等について、必要な検討、調整等を行うことを目的とする。

（協議会の事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- （1）スマートICの設置に係る次に掲げる検討、調整等
 - ア スマートICの社会便益に関すること。
 - イ スマートIC及び周辺地区の交通安全に関すること。
 - ウ スマートICの採算性に関すること。
 - エ スマートICの構造及び整備方法に関すること。
 - オ スマートICの管理、運営等に関すること。
 - カ 広域的検討結果の反映に関すること。
 - キ その他スマートICの設置、管理及び運営に必要な事項に関すること。
- （2）スマートICの安全かつ円滑な設置及び管理運営の協力
- （3）スマートICの運用開始後の社会便益、安全性、採算性、管理、運営形態等についての定期的な評価及び必要に応じた見直し
- （4）その他目的達成に必要な事業

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

（会長及び職務代理）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、美里町長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が出席できない時は、会長が指名したものがその職務を代理する。

（任期）

第6条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

- 2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、美里町建設環境課に置く。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

3 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 会議は原則非公開とし、委員の承認を得て会議資料及び会議録を公表する。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する費用は、深谷市、寄居町、美里町で等分の負担とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

附 則

この規約は、平成23年2月25日から施行する。

改正 平成28年 4月1日(組織改正に伴うもの)

改正 平成30年10月4日(名称決定に伴うもの)

改正 令和 3年 4月1日(組織改正に伴うもの)